

国際法における海洋領有と水中文化遺産

—ゲンティリスの学説と一帯一路構想—

白 亜 寧

Ⅰ はじめに

海洋資源は主に3つに分類できる。生物資源あるいは最近では海底熱水鉱床などの海底鉱物資源の開発はよく知られているが、3つ目の資源である水中文化遺産については、最近になってようやく注目を集めるようになってきた。中国は海のシルクロードに関心を抱き、その海域に多くの沈没船があることから、それらの調査にも着手している。2016年の南シナ海をめぐる仲裁裁判判決において、海域に対する歴史的権利が問題とされ、これもまた世界的に関心の高い問題であるといえるが、当該海域に存在する沈没船との関係については、現在のところ国際法上明確な理論は存在しない。

このようななか、中国は、南シナ海も含めた海のシルクロードを世界遺産に登録すべく、当該海域における水中考古調査を積極的に行ってきた。2018年4月、海南省経済特区設立30周年を記念して、中国(海南)南海博物館が開館し⁽¹⁾、2017年7月、ケニアで開催された中国と東アフリカに関する国際シンポジウムでは、中国、米国及びケニアの専門家の合同考古チームがマンダ島 (Manda Island) で中国人の遺骸を発見、その中の1人は鄭和 (1371~1433) 大航海時代に生きた可能性がある⁽²⁾と発表した⁽²⁾。

こうした中国の水中考古調査に対し、欧米及び日本の研究者の中には、中国が政治的な目的のために調査を行っている⁽³⁾と批判する者もいる。その理由は、南シナ海の水中文化遺産の発見を根拠に、中国が同海域の歴史的権利を主張する意図があるというものである。すなわち、中国が自国の海洋権益の確保のため、習近平国家主席が提起した「一帯一路」構想 (One Belt One Road Initiative) という枠組みに、海のシルクロードの関連海域における水中文化遺産の発見を政治利用し、海洋進出の根拠の一助にしようということである⁽³⁾。この批判に対しては、国の歴史や文化はその国の対外政策に深く影響する。したがって、中

国の海洋政策を分析する際、中国古代の歴史及び文化を無視すべきではないと思われる⁽⁴⁾。

そこで、本研究は、15世紀以降の大航海の歴史を辿り、当時の海洋に対する考え方が現在の海洋秩序に及ぼす影響を与えているかについて分析し、「天下為公⁽⁵⁾」の理念を持つ中国の政策について、現代国際法における位置づけを検討するものである。具体的には、Ⅱで南シナ海仲裁判決における歴史的権利及びこれに対する中国の対応を整理し、同海域における歴史的権利と水中文化遺産の関係を概観する。続くⅢで、一帯一路構想に含まれる海のシルクロードにおいて重要人物である航海家の鄭和による「朝貢体制」に基づく平和的航海思想を踏まえ、海のシルクロードにおける水中文化遺産保護のあり方を検討する。最後に、「海洋領有」等の概念や国際法学説史における嚆矢の一つとされる16世紀のゲンティリス（Albericus Gentilis, 1552～1608）の学説を考察し、現代における中国の一帯一路構想の今後を見据え、国際法における中国の位置づけを検討する。

Ⅱ 歴史的権利と水中文化遺産

1. 南シナ海仲裁判決に関する歴史的権利

2016年7月12日、南シナ海をめぐるフィリピンと中国の紛争に関し、仲裁裁判所は最終判断を下した。九段線内の海域における中国の歴史的権利に関するフィリピンの申立①及び②について⁽⁶⁾、同仲裁裁判所は当該紛争について管轄権を有することを認めた上で、中国の主張は国連海洋法条約に合致しないと判示した。また、仲裁裁判所は、この海域における「歴史的権利」、もしくは他の主権的権利または管轄権に関する中国の主張は国連海洋法条約に違反し、同条約の下で中国の海洋に対する権原が認められる地理的及び実体的限界を超えるものについては法的効果を持たないと判断した⁽⁷⁾。さらに、「国連海洋法条約は、その中で認められた限界を超えた歴史的権利、若しくは主権的または管轄権に優位する」と判示している⁽⁸⁾。

当該判断における主な論点の一つは、「九段線」と歴史的権利に基づく中国の主張の効果である。その前提として、仲裁裁判所はまず中国が主張する権利の内容について検討した。これまで中国は、歴史的権利の内容を明確にしてこ

なかったため、仲裁裁判所は中国側がこれまで示してきた様々な文書や声明という事実に基づき裁定した。南シナ海における中国の資源関連の主張は、同国が領有権を主張するいずれの地形からも200カイリを越える海域を対象としていることが指摘された⁽⁹⁾。これが、国連海洋法条約以外のものを根拠としているとされる理由である。その根拠が、いわゆる「歴史的権利」である。中国は「九段線」の内側海域における航行及び上空飛行の自由を妨害しないと明言しているため、歴史的権利の主張は、当該海域を自国の内水又は領海として主張するものではないと考えられる⁽¹⁰⁾。

国連海洋法条約298条は、「大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争については、当該調停に付さない」と規定している。中国は、フィリピンが提起した海域に対する権原の有無が境界画定問題の不可分の一部を構成するため、境界画定問題と分離するフィリピンの申し立てを審理することに強く反発した⁽¹¹⁾。これに対して仲裁裁判所は、海域に対する権原の有無は海域境界画定問題とは別個の問題であるため、独自に判断可能とした⁽¹²⁾。

仲裁裁判所は、中国が主張する歴史的権利が、紛争処理手続からの選択除外を定める国連海洋法条約298条に規定された「歴史的湾若しくは歴史的権原 (historic bays or titles)」に該当するか否かを検討した。具体的には、同条にいう「歴史的権原」は、その文言の起草経緯から、歴史的事情に基づいてなされる海域への主権の主張を意味するものと捉えられた⁽¹³⁾。他方、主権に至らない「歴史的権利」については、選択的除外の対象とはならないとした。この点、中国は南シナ海に対し「歴史的権原」ではなく、「歴史的権利」を主張しているのが特徴である。この「歴史的権利」は「歴史的権原」よりも広義の概念であることから、より特定性が低く、ゆえに298条の選択的除外に該当しないため、仲裁裁判所は当該紛争について管轄権を有するとしたのである⁽¹⁴⁾。

次いで、仲裁裁判所は国連海洋法条約に先立つ権利主張と同条約の関係、すなわち、中国の主張する歴史的権利が国連海洋法条約上認められるか否かについて検討した。同条約は明示的に従前の権利の存続を許容しておらず、かつこの権利が同条約の規定に合致しない場合、条約の規定を優先すると規定している⁽¹⁵⁾。同条約は、沿岸国に対し「陸は海を支配する」(the land dominates the sea) という原則に則り、沿岸基線から200カイリまでの海域、または大陸棚に

おける生物及び非生物資源に対する主権的権利を持つとしている。とはいえ、国連海洋法条約に排他的経済水域（以下、EEZ）内の生物又は非生物資源に対して歴史的権利の存続を許容する規定は存在しないので、かかる権利は同条約の規定と合致しないとした。また、同条約の海域制度は包括的なもので、同条約の規定に合致しない一切の従前の権利または合意を上書き（supersede）するものであるとも説明した¹⁶⁾。

仲裁裁判所は、中国が国連海洋法条約以前の南シナ海における歴史的権利の有無について検討した¹⁷⁾。国連事務局の「歴史的な水域」覚書（1962年）によると、歴史的権利の生成には、主張される権利の継続的行使と、影響を受ける国の黙認が求められる¹⁸⁾。国連海洋法条約以前の海洋法秩序は、狭い領海と広い公海という二元的制度であったため、南シナ海の大半は公海であった。ここで、中国は南シナ海に歴史的権利を生成させるべく、公海自由の枠組みから逸脱する国家実行をし、それを他国が黙認していたことを証明する必要があるが、その証拠は存在しない。より詳細には、①中国の領海を越えて他国の漁業活動を制限してきたという証拠はなく、②非生物資源の開発は当時の技術では不可能であり、③沖合の石油開発すら近年の技術によるものである。したがって、中国は国連海洋法条約の加盟に伴い、歴史的権利が消滅したのではなく、広範な海域に対する権利の獲得と引き換えに、かつての公海自由の原則を放棄したものとされたのである¹⁹⁾。さらに、国連海洋法条約が発効した後に中国が同条約に合致しない権利を取得した事実もないとされた。かかる権利の取得には、他国による黙認が必要であるが、実際には中国の九段線内における権利主張に他国は抗議している。

ところで、国連海洋法条約において、「歴史的（historic）」という文言が用いられる条文はわずか3カ条しか存在しない²⁰⁾。また、同条約には、国がある海域を自国の「歴史的な水域」と主張する際、あるいは同海域に「歴史的権利」が存在すると主張する際に、その成立条件を定めた条文が存在しない²¹⁾。国連海洋法条約によって、沿岸国の管轄権は著しく拡大された。また、海域に関する管轄権も強化された。こうしたなか、歴史的権原と歴史的権利は、海洋法における概念的及び実際的に複雑な問題となるようになった。実際、南シナ海におけるフィリピンと中国の仲裁裁判は、歴史的権利の現代的妥当性と合法性及び同

条約と歴史的権利との関係に関する重要な問題を提起している。仲裁裁判所は、同条約と歴史的権利との関連性について、興味深い判断をした。仲裁裁判所が歴史的権利に関して明確な見解を示したのは、これが初めてである²⁰⁾。

南シナ海をめぐる仲裁裁判判決の意義は、歴史的権利の範囲及び現代的妥当性を制限したことにある。すなわち、国連海洋法条約10条及び15条、いわゆる内水及び領海における歴史的湾もしくは歴史的権原を明示的に承認したことを除き、同条約は以前の歴史的権原/権利に取って代わったと判断したのである。しかし、この見解に批判的な意見もある。すなわち、同条約の採択後も、従前の歴史的権利は依然として法的に残存しており、同条約による海域に基づく法として考えることが可能というものである。換言すれば、歴史的権利の構成要素を満たす限りにおいて、国連海洋法条約以前の歴史的権利も同条約制度と同時並行的に存在する可能性は残されているというのである。歴史的権利は長い歴史を有し、継続的かつ平穏な状況を反映する制度である²¹⁾。これらは、歴史的な特性及び主張の真実性がある根拠に基づき、より慎重に評価されるべきである。

2. 南シナ海仲裁事案裁定への批判

南シナ海紛争をめぐる仲裁裁判判決に対し、中国国際法学会は「南シナ海仲裁事案裁定への批判」²²⁾（中英2カ国語版）（以下、「裁定への批判」）を、2018年5月14日に公刊した。同学会は、全国的な国際法学者から成る団体で、多くの重大かつ複雑な法律問題に関わる当該仲裁事案に強い関心を寄せてきた²³⁾。同学会は、国連海洋法条約を含む国際法と国家実行を根拠とし、仲裁裁判が行った裁定について全面的かつ深い分析を行っている。注目すべきは、「裁定への批判」が同学会の全会員一致の見解であることである。本節では、「裁定への批判」第4章の歴史的権利の事項を検討する。

仲裁裁判では、領有権問題と海洋境界画定問題から離れて海域権原に関する問題を独自に解決できるとした。しかし「裁定への批判」では、国家が島嶼を領有することによって権原が発生するのであり、領有権の問題を解決しないまま権原につき判断することは「本末転倒」であるということから、中国の歴史的権利は領海及び海洋境界画定の一部として扱うべきだと強調した²⁴⁾。また、「裁

定への批判」は、中比両国間に存在する海洋境界画定問題を解決しなければ、国連海洋法条約56条、58条、62条及び77条が適用される前提が存在しなくなると主張した。これらの規定は、EEZ及び大陸棚に生物資源及び非生物資源に対する沿岸国の主権的権利を与えている。仲裁裁判所は、中国が主張する歴史的権利が、これらの主権的権利と両立しないため認められないとした。この点について「裁定への批判」は、それら規定に関する前提が既に画定されたEEZ及び大陸棚であること、すなわち、申立①及び②に提起された海域は中比の海洋権利が重複する区域であるため、既に画定されたフィリピンのEEZ及び大陸棚ではない。したがって、裁判所は申立①及び②に関わる海域にフィリピンのEEZ及び大陸棚を黙認するのは、既に中比が重複している海洋境界を画定することになり、それは仲裁裁判所の管轄権を超えるものであると断ずるのである⁷⁷⁾。

フィリピンは、国連海洋法条約の範囲を超える主張を排除し、海洋法に関する特定の問題を解決するために、海洋をめぐる法秩序を設定する意図があると主張した。仲裁裁判所は、フィリピンの主張を全面的に認め、国連海洋法条約309条の「この条約については、他の条の規定により明示的に認められている場合を除くほか、留保を付することも、また、除外を設けることもできない」にも示されているとした。すなわち、仲裁裁判所は海洋の法秩序の枠内において国連海洋法条約が唯一の指標と判断したのである⁷⁸⁾。これに対し「裁定への批判」は、国連海洋法条約が現代国際的な海洋法秩序の基本的な枠組みを構築したことこそ認めるものの、同条約が海洋に関する権利義務についての全ての問題を取り扱っている訳ではないと指摘している⁷⁹⁾。そのことは、同条約の前文にある「この条約とは関係がない事項は引き続き一般国際法の規則と原則に従う」という文言に現れている。さらに国連海洋法条約は、各締約国の妥協の産物であるため、解決できない問題も幾つか残されている。したがって、「裁定への批判」は、国連海洋法条約が唯一の海洋法規範ではなく、具体的な問題を解決するには、国際慣習法を含む一般的国際法も補完する場合があることを述べた。事実、国際司法裁判所（ICJ）は、チュニジア・リビア大陸棚事件判決（1982年）において、『歴史的水域』または『歴史的水域』という単一の『制度』を提供しない問題は、引き続き一般国際法によって規律されることは明らかである。基本的に、歴史的権利又は歴史的水域の観念と大陸棚の観念は、慣習国

際法上、異なる制度によって規律されることは明らかに事実である。前者は取得と占有に基づくのに対し、後者は『事実上のかつ原初的 (*ipso facto et ab initio*)』権利の存在に基づく⁶⁰⁾と判示している。また、海洋法の専門家 Tullio Treves は、国連海洋法条約はあらゆる問題を予測できないがとはいえ、これらの問題を解決するための条約を事前に締結することもできないと指摘している⁶¹⁾。

一方、仲裁裁判所は、国連海洋法条約309条が条約上、例外的な状況が発生することを制約する趣旨のものであるとした。この点、「裁定への批判」によれば、この条文は国連海洋法条約の普遍性よりむしろ一体性という問題に関わるとしている。すなわち309条は、同条約の一体性を確保しようとするものである⁶²⁾。第三次国連海洋法会議の主席代表 Tommy Koh は、同会議において「国連海洋法条約は、妥協的、包括的な産物である。とはいえ、私は、これらが不可分な一体として構成されていることを強調したい。」と述べている⁶³⁾。すなわち、309条は、締約国間利益の微妙なバランスを維持し、国連海洋法条約が締約国の承認を包括的に確保するための条文と考えられる⁶⁴⁾。

また、仲裁裁判所は、中国が国連海洋法条約を批准し、これが発効した際(1996年)に、九段線による生物資源及び非生物資源に対する主権的権利が廃止されたと判断した根拠として、条約法に関するウィーン条約(1969年採択、1980年発効、以下、条約法条約)30条3項⁶⁵⁾及び国連海洋法条約311条並びに293条を援用した。しかし、他の条約及び国際協定との関係を明確に言及した国連海洋法条約311条が、同条約と歴史的権利との関連性に適用された根拠に関する説明はなされていない。同様に、仲裁裁判所は条約法条約33条3項を適用すると判断した根拠も明確にしていない。換言すれば、条約関係に関する原則は、条約と慣習との関係に適用されることを認めつつも、条約関係について規定する条約法条約の規定と国連海洋法条約における他の条約との関係についての規定は、慣習法または既存の権利と国連海洋法条約の関係に適用されるということを必ずしも意味しない。前述のように、国連海洋法条約の前文では「この条約とは関係がない事項は、引き続き一般国際法の規定と原則に従う」と規定されているが、仲裁裁判所はかかる関連規定に触れていない。国連海洋法条約においては、歴史的権利の保全を禁止又は無効にする明確な規定が存在しないので、特別な制度を基礎として確立された歴史的権利については、歴史的権利に関する

明確な言及をしない限り一般条約に代えることができないと考えられる。それにもかかわらず、仲裁裁判所は「国連海洋法条約は歴史的権利の有効性を継続するかどうかに関わらず、中国のような主張は、国連海洋法条約と一致しないので考慮すべきではない」と判断したのである。

国連海洋法条約は、海洋秩序に関わる憲法ではなく、前文の規定振りからも⁽⁶⁾、同条約は一般国際法より優先的な地位をもつわけではない。

仲裁裁判所は、南シナ海における中国の歴史的権利が生物資源及び非生物資源に対する排他的権利で、当該水域は内水又は領海の性質を有していないと判示した。この見解に対し、「裁定への批判」は次のように説明する。ある歴史的権利を考察する際、全般的に当事国の関連する国家実行が考察されるべきである。この点、仲裁裁判所は、2009年以降の4つの事例を挙げて、南シナ海における中国の歴史的権利を判断したため、依然として全貌を把握できないままである⁽⁷⁾。たとえば、中国の「EEZ及び大陸棚法」(1998年)においては、EEZ及び大陸棚に対する権利の存在は、中国が既に有している歴史的権利に及ばないと明記している。したがって、中国の歴史的権利とEEZ及び大陸棚制度は共存、重複しつつ重層化することになると考えられる。さらに仲裁裁判所は、中国が南シナ海に他国の航行及び上空飛行の自由を尊重していることに基づき、当該水域の性質を類推したが、これは不適切な立論ではないだろうか。すなわち、航行自由の水域は必ずしも公海のみではなく、国家管轄権が及ぶ海域にも該当しうる。また、航行自由の水域は必ずしもEEZのみではなく、内水又は領海にも該当する場合がある。このことは、特定海域にある航行の権利の根拠は、国連海洋法条約以外の一般国際法、特定条約または慣行、更には沿岸国の自己制限ともいうことができる。

「裁定への批判」によれば、仲裁裁判所は南シナ海における中国人の生産生活活動及び中国の国家実行に基づき南シナ海における中国の歴史的権利を検討すべきとしている。すなわち、生物資源及び非生物資源に対する権利に限らず、歴史的権利の関連活動は航行及び漁獲活動のみにとどまらないのである。換言すれば、南シナ海における中国の領土及び海洋権益は、長い歴史の中で形成及び発展してきたのであり、中国人が最初に南シナ海の諸島及び関連海域を発見、命名及び利用・開発し、当初より持続的、平和的及び有効的に主権及び管轄権

を行使してきたのである。したがって、南シナ海における中国の領土及び海洋権益は確立されているといえる。

3. 歴史的権利と水中文化遺産

前述の「歴史的水域」覚書によれば、歴史的権利の生成には、主張される権利の継続的な行使と、影響を受ける国の黙認が求められる。国連海洋法条約には、歴史的権利の定義及び範囲は存在しないが、仲裁裁判所は、歴史的湾を含む歴史的水域又は歴史的権原は、主張国の沿岸に隣接した海域に主権の主張を含む権利であるとした。これに対し、中国の研究者らは、歴史的権利というのは、異なる水域に存在する主権及び主権に達しないある権利でそれに歴史を内包したものとした。この考え方に関連して、水中文化遺産は、陸上の遺跡と同様に歴史を解明する役割を担うため、歴史的権利の構成要素の客観的な証拠となりうると考えられる。

南シナ海は、東西を繋ぐ海域として、古来より各国の船舶により利用され、その結果、数多くの水中文化遺産が眠っていると推測される。中国の水下考古研究センターの研究者によれば、南シナ海の沈没船の数は少なくとも2,000隻以上と指摘されている³⁸⁾。しかし、目下、水中文化遺産に関する法制度の整備が不十分であるため、それらの水中文化遺産がトレジャーハンター等により破壊されているのが現状である³⁹⁾。かかる状況に対して、中国は積極的に水中考古調査を行ってきた。2007年3月から翌年11月までのパラセル群島（西沙群島）における南宋の「華光礁1号」沈没船調査プログラムや、中国文物局水下文化遺産保護センター、中国科学院深海科学と工程研究所、海南省博物館協力による、2018年南シナ海海域深海底考古調査プログラム、同年4月の中国（海南）南海博物館開館等が挙げられる。

日本の考古学者らによれば、中国が南シナ海における水中文化遺産を重視する理由は以下のものである⁴⁰⁾。ある海域に多数の中国起源の遺跡等が発見されれば、その場所は歴史的権利の証拠となり、一帯一路政策のために利用されるということである。この見解によれば、中国は政治目的のために当該海域の水中調査等を行っているということになるが、中国が水中文化遺産を重視するのは、歴史的権利の証拠の一つを探すためではない。中国の長い歴史上、沈没船等の

水中文化遺産が多く存在しているのは事実であり、これらを保護するために調査を行っている。実際、南シナ海だけでなく、内水、渤海、黄海及び東シナ海等、全国規模で行われ、重慶省白鶴梁博物館⁴⁰もその一つである。

中国の研究者によれば、南シナ海における水中文化遺産の保護とそれに伴う協力は、目下、生物資源及び非生物資源をめぐる主権的権利の問題に比して比較的相互協力し易い環境にあるという。とはいえ、水中文化遺産と歴史的権利の観点からすれば、同様の環境にあるとは言い難い。たとえば、南シナ海のスカボロー礁付近にある明代の沈没船がフィリピンの船舶により引き揚げられ、破壊されたことがある。かかる行為に対し、中国の研究者は、南シナ海周辺各国が意図的に中国起源の水中文化遺産を破壊したとして批判した⁴²。

中国は、歴史的な特性及び主張の正当性を有する根拠に基づく歴史的権利は評価されると主張している。歴史的権利の有無を立証する際、歴史的文献や物的資料等はその証拠の一つとなると考えられ、この論法からすれば、今後、歴史的権利に関わる水中文化遺産をめぐる新たな紛争が生ずる可能性は少なくないといえよう。

III 「一帯一路」構想と水中文化遺産

1. 海のシルクロードの戦略とその概要

「一帯一路」は、新たな対外開放戦略の一環として中国の習近平国家主席が2013年に提唱・推進した経済圏構想である。「海と陸のシルクロード構想」とも呼ばれ、「シルクロード経済ベルト（一帯）」と「21世紀海上シルクロード（一路）」から構成される。

「一帯一路」構想は、図1のように中国を起点として、陸路の「一帯」（シルクロード経済ベルトとも呼ばれる）と海路の「一路」を結び、経済協力関係を構築するという国家戦略である。一路は、21世紀の海上シルクロードとも呼ばれるが、これには2つのルートがある。一つは、中国の沿岸の港から南シナ海を通り、マラッカ海峡を経てインド洋に至り、ヨーロッパへ続くルート、もう一つは、中国の沿岸の港から南シナ海を通り、南太平洋へ続くルートである。

この構想は、東アジアとヨーロッパの経済圏を連結するもので、経済政策、インフラ、投資と貿易、金融及び人的交流という5つの分野において、交易の

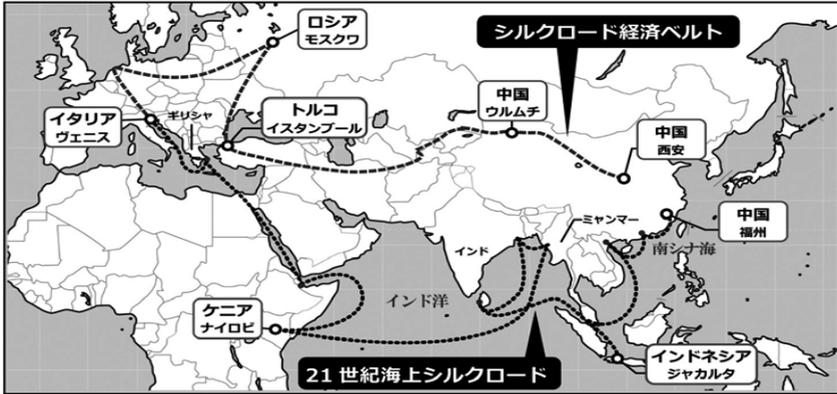


図1 中国の「一带一路」構想（海と陸のシルクロード）

出典 福井孝敏「一带一路とアジア・日本」環日本海経済ジャーナルNo.98（2018年）8頁。

拡大や経済の活性化が企図されている。この経済圏には65カ国が含まれ、その総人口は約44億人、経済規模（GDP）は約20兆ドルで世界の29%にのぼる⁽⁴³⁾。世界銀行の試算では、2014年～2020年の7年間で一带一路の沿岸国のインフラ需要は6,360億ドルになるとされた⁽⁴⁴⁾。また、一带一路は中国の第13次5カ年計画（2016～2020年）でも重要な国家戦略の一つとして位置づけられた⁽⁴⁵⁾。

この構想が提唱されて以降、一带一路の主要施策には一定の進展がみられる。その実現に向けて、2015年2月には国家発展改革委員会の下に、「一带一路」の総合的な本部が置かれ、2017年5月には、北京で第1回「一带一路フォーラム」が開催された。産業協力の面では、22カ国と協力に関する覚書を締結し、さらに、インドネシア及びカザフスタンとの間では、特定業種での協力が具体化している。また、河北省を初め、少なくとも21の省が国際産業協力に関する連携枠組みの構築について合意した⁽⁴⁶⁾。資金調達の間では、シルクロード基金（SF）やアジアインフラ投資銀行（AIIB）等が設立された。また、中国・パキスタン経済回廊（CPEC）も始まり、各地で大規模なプロジェクトが徐々に実行されつつある。これまでに出了された方針には、一带一路が周辺に重点を置いた対外経済関係の強化、沿線諸国との経済・産業協力の拡大を通じた中国国内の地域振興という二つの狙いがある⁽⁴⁷⁾。

「一带一路」構想の中国の戦略的意義について、張業遂外交部副部長は、こ

の構想は先進国のみならず、開発途上国との経済協力の強化の一環として、該当地域を連結し、アジア全体の発展を推進するものと述べている⁴⁸。実際、一帯一路沿線各国の大半は途上国であるため、中国による産業補完性が強いといえる。労働力集約的産業の競争優位を失いつつある中国は、労働力集約的な産業を一帯一路沿線諸国に移転し、同時に、沿岸国のインフラの整備を支援するとしている⁴⁹。

しかしながら、この構想は多くの課題を抱えている。たとえば、財源不足を初めとした持続可能性に関する懸念や構想が、沿岸諸国の経済・産業発展を阻害する可能性もあるという⁵⁰。また、欧米学者の中には、一帯一路政策を中国による米国の世界的覇権に対抗する戦略であり、新時代の「マーシャル・プラン」であるとみなす者もいる⁵¹。また、遊川和郎は、この構想が経済面での活路を見出すだけでなく、複合的な目的も有するものであって、その優先順位こそ明らかでないが、国際秩序の構築が最大の目的であると指摘した⁵²。その他、この構想に対しては、中国の地政学的な影響力の拡大に対し不安視する声もあり、国際社会では、覇権主義を強める中国に対し強い警戒心を持つ国もある。

この構想は、経済的、政治的側面のみならず、文化交流の面からも非常に重要である。「張騫^{ちやうけん}の西域遠征」や「鄭和の西洋下り」等は東西交流の長い歴史を育み、各国間の文化交流に重要な役割を担ってきた。陸上シルクロードは、「長安～天山回廊の交易路網」という名称で、中国・キルギス・カザフスタンの3カ国が共同で申請した上で2014年に世界遺産に登録された。その33の構成資産は、交易路沿いに点在する宮殿跡、交易拠点、石窟寺院や要塞跡等で、中国の洛陽や長安から河西回廊を抜け、天山山脈の南北を通り中央アジアのタラス渓谷へと至る、総延長距離約8,700kmに及ぶ長安～天山回廊の交易路網が紀元前2世紀から後16世紀にかけて、文化と人の交流、宗教の伝播に多大な影響を与えたとして評価された⁵³。この世界遺産登録は、中国が初めて外国と共同で申請した事例であり、世界的にも数少ない国際協力の一つである⁵⁴。本事例は、文化遺産の保護だけでなく、シルクロード経済ベルトの発展を促進するものである。また、中国は5,000年の歴史の中で大陸文化だけではなく、一帯一路を經由して中国の海洋文化を世界に伝えようとしている⁵⁵。現在、中国はその沿線上の港や沈没船等に関する調査を実施し、「海のシルクロード」を世界遺産に登録

すべく動いている⁶⁶⁾。もっとも、海の文化遺産の保護は、陸上よりも複雑な問題を孕んでおり、これは本章3にて詳述する。

2. 海のシルクロードと鄭和下西洋

海上シルクロードにおいて興味深いのは、アフリカのケニアを經由し、紅海を経て地中海の沿岸諸国に繋がっていることである。これは鄭和の南洋遠征に関係しているといわれる⁶⁷⁾。古代から続く東西貿易の系譜の中で、とりわけ脚光を浴びるのは鄭和の時代である⁶⁸⁾。

鄭和は1405～1433年まで、永楽皇帝の命を受け、大艦隊を率いて7回の大航海を行った。財政的負担も大きかったことから、永楽帝死後の7回目で派遣は終わったが、朝貢を求め、東南アジアからインド、アフリカ東海岸まで到達し、南海貿易の活発化をもたらした。最大で数百隻の艦隊を率い、当時30カ国以上に足跡を残したとされる。そのため、鄭和の艦隊がコロンブス以前にアメリカ大陸に到達したという仮説も生まれた⁶⁹⁾。

周知のように、ヨーロッパ人による大航海時代は新世紀の幕開けであるとともに、以降何世紀も続く苛酷な植民地支配の始まりでもあった。彼らの文明や理性からして野蛮とみなされる地域を植民地として支配し、住民を統治・支配するのが当然とする考えは、以後も欧米人の一般的意識であった。一部の知識人を例外として、先住民族の権利を尊重しようという意識は一般的なものではなかったのである⁶⁰⁾。その意味では、コロンブスは英雄ではなく、残虐な略奪者ともいわれる⁶¹⁾。対照的に、鄭和の率いた宝船艦隊の遠征は、中華意識に基づくものではあったが、基本的に平和的な性格を持ったものであった⁶²⁾。鄭和らが、宗教国の言語と宗教を朝貢国に押しつけ、ヨーロッパ人と同様に武力支配を行っていたならば、世界史は現在とは全く異なるものであったろうことは想像に難くない⁶³⁾。この点について、上田信は、鄭和本人の意図として、ムスリムの海上の巡礼が安全に成し遂げられるよう、いずれの国の住民にとっても安全な航海ができる海の秩序を創ることにあったと指摘している。鄭和の航海は、一切の不平等条約の締結、植民地支配をしておらず、奴隷は一人も連れていかなかったのみならず、沿岸国家及び航海安全のため海賊行為を排除し⁶⁴⁾、平和的な航海であったと考えられている⁶⁵⁾。

鄭和の平和的な航海及び海洋外交は、1500年の歴史を有する中国の朝貢体制を反映した。朝貢体制とは、紀元前3世紀から19世紀にかけて、東アジア、東南アジア及び中央アジアにおける中国を中心とした階層的な国際体制である。それは、条約体制、植民地体制とともに世界の主な国際関係を構築した。朝貢体制は、時代によって様々な特徴が現れている。先秦が芽生え漢唐が成型し、宋元が充実した後に、明清が成熟して頂点に達し、その後、衰退していった。明朝永楽帝の時代には、鄭和艦隊の派遣にみられるような朝貢貿易の拡大を図り、当時中国に朝貢する国は140余国に及んだとされ、朝貢貿易の全盛期となった。朝貢体制を通じて、中国文化は日本、朝鮮及びベトナム等の国々に伝播し、それら諸国の政治体制、社会構造及び世界観念等に深い影響を与えた⁶⁶⁾。しかし、西洋の条約体制の拡大によって、伝統的な朝貢体制は解体していった⁶⁷⁾。

周知のように、国際法は、主にヨーロッパ中心の理論に基づくものである。中国の国際社会への影響力がますます強くなってきている現在、伝統的な道徳、国家及び政治団体の関係、平和と戦争、衝突と協力に関する古代中国の考え方もまた重視されるようになってきている⁶⁸⁾。21世紀海上シルクロードは、鄭和の平和的な航海及び海洋外交に基づいたものである。すなわち、一帯一路構想は、古代シルクロードにおける「天下為公」という理念を継承した上で、グローバル化の実情に合わせ、開放・包容・平和・交流という21世紀シルクロードの理念を提起しているのである⁶⁹⁾。

3. 海のシルクロードと水中文化遺産

こうした海のシルクロードについて、2016年9月、中国国家文物局は、泉州や広東省広州等、8都市31遺跡を海上シルクロード遺跡群として、世界文化遺産の国内推薦候補とすることを決定した。とはいえ、海上シルクロード遺跡群は主に中国国内の陸上遺跡で、海上あるいは海外における遺跡を含むものではない。海上及び海外における遺跡がなければ、海のシルクロードに関する文化的な繋がりがあってもとはいえず、当該政策による人的な繋がりが実現できない⁷⁰⁾。紀元前後に開発された海のシルクロードには何千もの木製の船舶が往来したが、当時の航海技術の未成熟さ等によって多数の沈没船が沈んでいと推測される。これらの沈没船は、長きに亘る東西貿易及び文化交流等の明らかな

証である。文化遺産は有形文化遺産と無形文化遺産に分類できるが、航海技術、古代航海地図及び航海記録等は、海のシルクロードの無形文化遺産の一部として重視すべきである⁷³⁾。

南シナ海も含む海のシルクロードにある水中文化遺産について、一帯一路構想の文化的側面の推進もあることから、中国は研究と協力を進めている。こうした水中文化遺産の保護及び協力の推進には、本来は、他国の参加も必要であるが、南シナ海をめぐる紛争や一路沿線の多民族多宗教国家の存在という実情に伴う問題が残されている⁷⁴⁾。

国連海洋法条約による複雑な海域区分によって、同一の海域が異なる法制度に服することとなる⁷⁵⁾。図1のように、海のシルクロードを通じた海域は、現在では沿岸国の主権的権利が並存するだけでなく、境界画定の困難な海域となっていることがわかる⁷⁶⁾。

かかる状況に加え、2001年採択の水中文化遺産保護条約が批准国を伸ばしている⁷⁷⁾。同条約は、水中文化遺産保護のための法的枠組みを提供するものである。同条約は、水中文化遺産の取り扱いについて、保護・管理の目的で沿岸国にEEZ及び大陸棚までその管轄権の行使を認めている一方で、沈没船の所有権については明記されていない。現在、中国は水中文化遺産の保護のための「水下文物保護管理条例」を1989年に制定しており、その諸規定は管轄権や所有権（「水下文物保護管理条例」2条、3条）等について水中文化遺産保護条約と大きく異なるため、中国は批准していない。とはいえ、中国が同条約を参照し国内法を修正して当該条約を批准すれば、海のシルクロードにある水中文化遺産の保護について管轄権を行使することができるようになる。また、海のシルクロード沿線の国々との関係において、中国が積極的に水中文化遺産保護の協力を行っていくことで、それらの国々によって水中文化遺産の発見、保護及び活用が実現する可能性がある。そのことは、水中文化遺産の保護を通じて一帯一路構想に関わる国々を巻き込み、条約の趣旨及び目的の実現のみならず、水中文化遺産に関わる国際法の漸進的発達にも資することを示唆する。そのことを考慮すれば、中国が水中文化遺産保護条約を批准することは、国際公益に資するところも大きく、大きな意義があると思われる。また、その際、当該条約の条文解釈に基づく国家実行も国際社会に示せることになる。

IV ゲンティリスの学説

1. 『スペイン擁護論』 (*Hispaniae Advocationis Libri Dvo*)

鄭和の航海が終焉した60年後、クリストファー・コロンブス (Christopher Columbus, 1451～1506) とバスコ・ダ・ガマ (Vasco da Gama, 1460頃～1524) によるヨーロッパ大航海は、アジア諸地域との貿易や植民地の獲得によって、富を獲得しようとした⁷⁶⁾。莫大な利益をもたらす海外貿易の中でより有利な地域を確保すべく、海洋の主権に関する論争又は武力紛争が生じるようになった。その過程を通じて、近代海洋法の発展もまた重ねられるようになった⁷⁷⁾。

海洋については、17世紀のグロティウス (Hugo Grotius, 1583～1645) の『自由海論 (*Mare liberum*)』 (1609年) とセルデン (John Selden, 1584～1654) の『閉鎖海論 (*Mare clausum*)』 (1635年) をめぐる海洋に対する論争が普遍的な海洋法の発展を促してきたといわれる。しかし、本稿では、海洋領有につき彼らより先にこの問題を論じた国際法学者・ゲンティリスについて概観したい⁷⁸⁾。それは、前述の鄭和の時代により近くなされた理論だからである。

彼は、法学、政治、文学、歴史等広範囲の問題に関する著書を出版した。最も有名な著作物は、『外交使説論 (*De legationibus libri tres*)』 (1585年)、『戦争法論 (*De iure belli libri tres*)』 (1598年)、『スペイン擁護論 (*Advocationis hispanicae libri duo*)』 (1613年) の3つである⁷⁹⁾。『外交使説論』は、スペイン公使メンドーサ事件 (*The Mendoza Affair*)⁸⁰⁾に関する論説を基に完成されたものである。また、『戦争法論』については、1587年のイングランドとスペインとの間で勃発したアルマダ海戦に触発されて執筆した。ゲンティリスは、1605年には駐英スペイン公使の法律顧問になった。その仕事において、英国におけるスペイン人の利益と権利を擁護した。その中で、オランダに対するスペイン側の弁護人として関与した事件につき、これに関する「覚書」を収録したのが『スペイン擁護論』である。これは1613年に出版され、ヨーロッパにおける最初の海洋法に関する判決記録となった⁸¹⁾。

同書の内容は、オランダ・スペインの間の戦争において、オランダが英国沿岸海域でスペインの貨物や船舶を捕獲する権利を主張したことへの反論から構成される。その内容は、当時の列強である英国の利益を考慮したものであった。ここでは、『スペイン擁護論』から、海洋に関する論考をとりあげる。ゲンティ

リスは、17世紀初頭の帝国の法律基盤に関する発展的な視角を提供した⁸²⁾。彼は、近代国際法について実証主義的な傾向を示し、条約や慣習による実定国際法を重視した⁸³⁾。すなわち、過去及びその時代における事実、また、諸国の慣習に基づき、時には聖書、古代及び中世の古典又は近世における権威者見解等を博引傍証しつつ、帰納的かつ実証的に問題を解明しようと試みた⁸⁴⁾。『スペイン擁護論』には、歴史上の先例とローマ法の規則の適用の他、交戦国及び中立国の相互権利義務の根本原則に関わる領土主権説につき厳密に論理を展開したことから、彼の学説は、近代国際法の発展に先鞭をつけたといわれる⁸⁵⁾。この『スペイン擁護論』において、本質的かつ実質的な観点から分析される海洋に関する理論は、グローバリズムとローカリズムの狭間で混乱の淵に立たされているようにも見える今日の海洋法の一定の諸問題に対しても、一定の示唆を与えるものである⁸⁶⁾。

グロティウスの『自由海論』もまた、発表された当初は、オランダ当局と2、3の学者のみに支持された異説にすぎなかったといわれる⁸⁷⁾。この国際法理論は、大局的に見れば、社会の発展に伴って変動してゆく性質をもっている。そのことを想起すると、南シナ海をめぐる歴史的権利に関する中国の国際法学者らの見解も、国際法における一般論としての歴史的権利の解釈に深い影響を与えるのである。

2. ゲンティリスの「海洋領有論」と現代海洋法秩序

中世社会における商品交換の発展に伴い、「海は使用についてはすべての人に共同であり、その所有権については無主物である。ローマ皇帝は海に管轄権を行使する。」という学説が唱えられるようになった⁸⁸⁾。ところが、12世紀末に入ると、イタリア商業都市国家が自国沿岸に接続する海域を領有しようとし、皇帝の普遍的世界支配という中世ヨーロッパの理念と対立するようになった⁸⁹⁾。これに対し、事実に法を適合させるという実際的な立場から、単なる法典の解釈のみでなく、諸国の慣行や慣習も潜在的な法源となるという学説が現れてきた⁹⁰⁾。

では、ゲンティリスの観点はどのようなものか。それは、主に二つの側面に分類できる。一つは、ローマ法に基づき、海は「共有物 (*res communes*)」と

して空気と同様に全ての人に開放されるもので、その使用は全ての者に共通であるため、それは何人によっても閉鎖され得ないとされた。そこにいう、共通利用には、航行のみならず海中にあるものの使用、すなわち漁業も含まれる。もう二つは、海洋に対する管轄権 (*iurisdictio*) 及び保護権 (*protectio*) を肯定するものである。すなわち、彼の唱える海洋自由原則はかなり限定された意味のものである。その理由は、海洋の共通利用を確保すべく、君主が必要な場所と程度において行使するものだからである。その際、国家主権が及ぶ沿岸海の範囲については、当時見られた沖合100カイリという学説を支持し、更にその沿岸海の支配権とは別に、公海に対しても漠然とした国家管轄権を認めたのである⁸¹⁾。

もっとも、ゲンティリスの説は、現在にいう海洋領有論の文脈では語られていないのは当然である。沿岸国による領海に対する支配権も、領有ではなく、海洋の自由原則に基づき使用されるものであるため、暴力行為や違法行為を取締り、秩序を維持する範囲にとどまるものである。この点、東洋大学の周圓は、ゲンティリスの海洋自由と領海の主張は矛盾するものではなく、相互に補い、一つの体系をなす理論であると述べている⁸²⁾。

3. 100カイリの領海

ここで、上述の100カイリの領海説について、踏み込んでみたい。この説は、ゲンティリスが弁護したスペインとオランダの訴訟の中で述べられたものである。この時、ゲンティリスは、領海が100カイリの範囲としながらも、相手国の海域を阻害しない程度で、自国沿岸から遠洋域まで管轄権がある旨を主張している。

ジェームズ一世は、1604年に「国王の間 (Kings・Chambers)」に関する布告を出し、沿岸海に26の区域を設け、そこでの敵対行為を全面的に禁止する措置をとった。ゲンティリスは、このイギリスの新たな政策を受け、『スペイン擁護論』の中で、通常100マイルまでの沿岸海については排他的な所有権が及び、その外の海洋については所有権ではなく管轄権のみが及ぶと述べている。また、彼は領海の範囲について、ヴェネツィアとジェノバ、またバルトルス (Bartolus, 1314~1357) が展開した海岸から100カイリまで管轄権が及ぶとする主張を引用している。100カイリという範囲の根拠は、国家が自国沿岸から2日間の航程

と当時考えられていた距離である⁸³。ただし、こうした主張と同時に、国王は沿岸から合理的な距離までの海域に排他的管轄権を行使できるが、当該海域の所有権までもつものではないと述べていることは注目に値する⁸⁴。

ゲンティリスが主張した100カイリという海洋自由の並存という発想は、海賊が人類共通の敵であることに対するの対策であり、自由な海洋航路の確保のために必要な理論であったと考えられる。この100カイリに及ぶ領海の主張は、現代海洋法秩序における人為的な海域区分設定の嚆矢であったと捉えられる。そうしてまた、このことは1970年代以降になって沿岸国管轄権の拡張が行われ、領海から外側の海域に特定の管轄権が及ぶようになることを、一部、実現しているものようにも思われるのである。

V むすびにかえて

国連海洋法条約の規定をみると、なるほど確かに歴史的水域及び歴史的権利については規定されていない。また、南シナ海をめぐる仲裁裁判は、南シナ海における中国の歴史的権利の主張を退けている。しかし、今後、中国の主張がどのように国際社会に受け入れられてゆくのかについては、ゲンティリスの学説にみられるように、長い時間軸で見れば、時代とともに法の内容は変わりゆくものであることから、現時点では何とも言い難い。しかし、中国の国際法学会が全員一致で公刊した、本稿仲裁裁判への見解は、それ自体が国際法の理論を補完する文書としての地位を与えられる日が来るかも知れず、またその文書が、つまるところ国際海洋法には国連海洋法条約では解決できない問題もあることを明らかにした点で、大きな意義をもつと思われる。

また、南シナ海に存在する水中文化遺産は、歴史的権利の客観的な証拠の一つとなりうることも本稿で述べた通りである。中国がこれを利用し、南シナ海の領有の根拠とすることを懸念する見解も仄聞する。他方、一带一路構想の箇所でもみたように、その地域における水中文化遺産の保護を促すという利点もある。その意味でも、中国が水中文化遺産保護条約に批准することの意味は大きい。繰り返しになるが、同条約の規定に則って行われる中国の国家実行は、一带一路構想の文脈の中で、それに関わる諸国の国家実行をも誘発しうるものと考えられる。

鄭和の大航海は、植民地拡大のための航海とは異なり、平和的な航海という理念のなかで、南シナ海を含む東アジアの安全秩序を維持した経験をもつ。儒教思想を基盤とした朝貢体制に基づく鄭和の平和的航海は、今もって本稿で述べた海のシルクロードの理念に影響を与えている。

現在、中国は、水中文化遺産のみならず、海底鉱物資源や極地等に関する国際法の発展にも積極的に関与しようとしている。その本質は、新たな国際法が確立する前に、自国の主張を積極的に打ち出して、従前の国際法の追随者から、国際法の漸進的発達への積極的な関与者となろうとしているところにある。今後、中国が水中文化遺産保護条約の締約国にならんとする時に、関連国内法には改正すべき点が多々ある。その問題については、次稿に譲りたい。

註

- (1) 中国（海南）南海博物館が開館した。Available at http://japanese.china.org.cn/culture/2018-04/27/content_50976729.htm (visited at JAN.17, 2019).
- (2) ケニアにおいて鄭和大航海時代の中国と血縁のある遺骸が発見された。Available at http://jp.xinhuanet.com/2017-07/30/c_136484570.htm (visited at JAN.17, 2019).
- (3) 松木武彦「国家と遺跡調査」東京新聞・夕刊（2012年10月4日）。岩淵聡文「日本の海洋政策どうあるべきか—海洋文化資源の視点から」一般財団法人平和政策研究所「政策オピニオン」（2016年）NO.50、5-6頁。Available at <https://ippjapan.org/archives/2108> (visited at JAN.16, 2019).
- (4) 詳細は、入江啓四郎『中国古典と国際法』（成文堂、1966年）を参照。
- (5) 中国の経書、礼記の一節で、天下は為政者のためにあるのではなく、公民のためにあるという意味。
- (6) フィリピンの最終的な申立は、15点に関する宣言を求めた。その中で、申立①及び②は、南シナ海における海域に対する権利・権原の淵源に関わるものである。申立①南シナ海における中国及びフィリピンの海洋権原（maritime entitlements）は、国連海洋法条約によって規定される範囲を越えてはならない。申立②いわゆる九段線で囲まれた南シナ海の海域に関する主権的権利と管轄権及び歴史的権利についての中国の主張は、国連海洋法条約に違反する。また同条約下において定められた中国の海洋権原の地理的及び実際の範囲を越える箇所は法的効果をもたない。
- (7) *Award of the South China Sea Arbitration Case*, July 12, 2016, Available at <http://www.pca-cpa.org>, at 116-117, ¶¶ 261-278 (visited at JAN.16, 2019).
- (8) *Id.*, at 103, ¶ 246.
- (9) *Id.*, at 86-91, ¶¶ 207-211.

- (10) 詳細は、野澤基恭「南シナ海紛争をめぐる諸問題」法政論叢55巻1号（2019年）150-152頁を参照。
- (11) *Award, supra note 7*, at 5-6, ¶¶ 15-18, at 22-23, ¶¶ 67-68.
- (12) *Id.*, at 61, ¶ 156.
- (13) *Id.*, at 93-95, ¶¶ 218-222. また、歴史的湾及び歴史的的水域に対する先駆けの研究を行った中村洗の論文を参照のこと。「歴史的湾又は歴史的的水域の法理（一）—1951年イギリス・ノルウェイ漁業事件の国際司法裁判所判決に関連して」法学研究29巻6号（1956年）1-15頁。「歴史的湾又は歴史的的水域の法理（二）—1951年イギリス・ノルウェイ漁業事件の国際司法裁判所判決に関連して」法学研究29巻11号（1956年）17-37頁。「歴史的湾又は歴史的的水域の法理（三）—1951年イギリス・ノルウェイ漁業事件の国際司法裁判所判決に関連して」法学研究30巻7号（1957年）23-48頁。「歴史的湾の制度・その法典化への構想—歴史的湾に関する覚書に関連して」法学研究32巻9号（1959年）1-32頁。「歴史的的水域の制度の法典化について—歴史的湾を含む歴史的的水域の法律制度・国際連合の事務局によって準備された研究・記録に関連して」法学研究38巻4号（1965年）31-52頁。
- (14) *Award, supra note 7*, at 96-97, ¶¶ 225-229.
- (15) *Id.*, at 98-100, ¶¶ 235-238.
- (16) *Id.*, at 103, ¶¶ 245-246.
- (17) *Id.*, at 112-115, ¶¶ 263-271.
- (18) U.N. Secretariat, *Judicial Regime of Historic Waters, including Historic Bays*, DOC. A/CN.4/143, Y.B INT'L COMM'N (1962), Vol. II, at 1-26. 第一に、歴史的権利を主張する国による権限の行使で、具体的には、公然的、実効的な国家機関の行為である。第二に、権限の行使の継続性であり、相当な期間、活動が繰り返されかつ継続されて慣行にまで昇華しなければならない。第三に、当該権限の行使に対する他国の態度、すなわち、他国の黙認が必要であり、とりわけ近隣国や商業的利益等、特別の利益を有する国の行動が重要となる。
- (19) *Award, supra note 7*, at 112-115, ¶¶ 263-271.
- (20) 国連海洋法条約10条6項（歴史的湾（historic bay））、15条領海の境界画定に関する但書（歴史的権限（historic title））、298条1項（a）（i）第15部の義務的手続の選択除外（歴史的湾もしくは歴史的権限）。
- (21) 坂元茂樹「九段線の法的地位—歴史的的水域と歴史的権利の観点から」松井芳郎・富岡仁・坂元茂樹・薬師寺公夫・桐山孝信・西村智朗編『21世紀の国際法と海洋法の課題』（東信堂、2016年）第六章所収、165頁。
- (22) Sophia Kopela, *Historic Titles and Historic Rights in the Law of the Sea in the Light of the South China Sea Arbitration*, 48(2) OCEAN DEV. INT'L L. 181, 182 (2017).
- (23) *Id.*, at 199.

- (24) 南海仲裁案裁決之批判 (中国版)。
Available at <https://resources.pkulaw.cn/upload/> (visited at JAN.16, 2019).
南海仲裁案裁決之批判 (英語版)。
Available at <https://academic.oup.com/chinesejil/issue/17/2> (visited at JAN.16, 2019).
- (25) 中国国際法学会ホームページ www.csil.cn/Index.aspx を参照。
- (26) 南海仲裁案裁決之批判 (中国版)・前掲註(24) 185-186頁。
- (27) 同書、186-187頁。
- (28) 同書、188-189頁。
- (29) 田中則夫は、「UNCLOSの基本的で重要な規定の多くは、条約の非締約国に対しても拘束性を有しており、条約自体、普遍性が高い一般多数国間条約となっている」と指摘した。詳細は、田中則夫「国連海洋法条約の成果と課題—条約採択30周年の地点に立って」田中則夫『国際海洋法の現代的形成』(東信堂、2015年)を参照。坂元茂樹は、320カ条から成る国連海洋法条約であっても、「歴史的水域」及び「歴史的権利」等あまり触れられない問題があると述べた。詳細は、前掲註(21) 164-201頁を参照。
- (30) *Continental Shelf Case (Tunisia/Libya)*, ICJ Reports 1982, at 74, ¶ 100.
- (31) Tullio Treves, *The Law of the Sea “System” of Institutions*, 2 MAX PLANCK Y.B.U.N.L. (1998) 325.
- (32) 南海仲裁案裁決之批判 (中国版)・前掲註(24) 192頁。
- (33) 185th plenary meeting, UNCLOS III Official Records, Vol. XVII, at 21, ¶ 53.
- (34) 南海仲裁案裁決之批判 (中国版)・前掲註(24) 193頁。
- (35) 条約の用語は、各正文において同一の意味を有すると推定される。
- (36) 南海仲裁案裁決之批判 (中国版)・前掲註(24) 196頁。
- (37) 同書、210頁。
- (38) 石丁「文物大盗在我国海域活动 有人在捞我海底宝藏」环球时报第16版(2004年3月1日)。
- (39) 赵亚娟『联合国教科文组织「保护水下文化遗产公约」研究』(厦门大学出版社、2007年) 186-188頁。
- (40) 岩淵・前掲註(3) 5-6頁。
- (41) 世界最初の水中博物館である。詳細は、白鶴梁博物館ホームページ *Available at* <http://www.cqbhl.com.cn/jp/> を参照。(visited at JAN.16, 2019).
- (42) Ran Guo, *China’s Maritime Silk Road Initiative and the Protection of Underwater Cultural Heritage*, 32 INT’L J. MARINE & COASTAL L.510, 517 (2017).
- (43) 近藤晶「中国『一帯一路』で新秩序狙う」東京新聞 (2018年1月1日)。
- (44) 福井孝敏「一帯一路とアジア・日本」環日本海経済ジャーナルNo.98 (2018年) 8頁。
- (45) 同書。

- (46) 佐藤淳也「一带一路の進展で変わる中国と沿線諸国との経済関係」JRIレビュー Vol.4. No.43 (2017年) 25頁。
Available at <http://www.jri.co.jp/medialibrary/file/report/jrireview/pdf/9832.pdf/#search=>(visited at JAN.18, 2019).
- (47) 同書、26頁。
- (48) 張業遂「建設“一带一路”打造中国对外开放的“升级版”」中国发展观察4期(2014年) 24-25頁。
- (49) 张军护「坚持互利共赢, 务实推进“一带一路”建设」经济纵横10期(2015年) 12-16頁。
- (50) 佐藤・前掲注(46) 26頁。
- (51) マーシャル・プランは、アメリカによる第2次大戦後のヨーロッパ復興援助計画。これによりヨーロッパ及びアメリカは経済発展することができた。詳細な内容は、金玲「“一带一路”中国的马歇尔计划？」国际问题研究1期(2015年) 88-99頁を参照。
- (52) 遊川和郎「『一带一路』の政治経済学的考察」アジア研究 Vol.64, No.4 (2018年) 109頁。
- (53) UNESCO: The World Heritage List, 'Silk Roads: the Routes Network of Chang'an-Tianshan Corridor'
Available at <https://whc.unesco.org/en/list/1442> (visited at JAN.18, 2019).
- (54) *Ran supra* note 42, at 512.
- (55) 杨威「『一带一路』视角下中国海洋文化国际传播路径探析」湖湘论坛1期(2019年) 135-142頁。
- (56) 中国世界遗产网「国家文物局在广州召开海上丝绸之路保护和申遗工作会议 确定广州为申遗牵头城市」*Available at* <http://www.whcn.org/Detail.aspx?Id=2103> (visited at JAN.18, 2019).
- (57) 鄭和艦隊は、インド洋に入るとそれぞれ小規模な船団に分かれて様々な所に向かった。その一部は、現在のアフリカ東岸のケニアまで到達したという。
- (58) 松本まさみ「『一带一路』構想の中の『鄭和』言説—中華民族の英雄か、回族の英雄か」国立民族学博物館調査報告142巻(2017年) 31頁。
- (59) 詳細は、ギャヴィン＝メンジーズ著、松本剛史訳『1421—中国が新大陸を発見した年』(ヴィレッジブックス、2007年)を参照。
- (60) 木下康彦・木村靖二・吉田寅編『詳説世界史研究』(山川出版社、1995年) 239頁。
- (61) ルイーズ・リヴァンズ著、君野隆久訳『中国が海を支配したとき—鄭和とその時代』(新書館、1996年) 321頁。
- (62) 同書。
- (63) 同書。
- (64) 鄭和艦隊は、マラッカ海峡近くで広東人の陳祖義が率いる海賊に遭遇し、それらの海賊船を沈め、陳を本国まで連行し公開処刑している。

- (65) 石家铸・于玲玲「郑和下西洋与中国和平外交政策」辽宁行政学院学报14卷6期(2012年)158頁。
- (66) 简军波「中华朝贡体系：观念构造和功能」国际政治研究1期(2009年)132頁。
- (67) 李宝俊・刘波「朝贡—册封秩序论」外交杂志2期(2011年)111頁。
- (68) 詳細は、Yan Xuetong, *ANCIENT CHINESE THOUGHT, MODERN CHINESE POWER* (Princeton University Press, 1999)を参照。
- (69) 刘明翰・刘月清「郑和七下西洋对海上丝绸之路的贡献—郑和七下西洋的伟绩同欧早期殖民扩张的对比」大连大学学报38卷5期(2017年)9頁。
- (70) Ran *supra* note 42, at 514.
- (71) *Id.*
- (72) *Id.*
- (73) 12カイリの領海、200カイリのEEZ及び最大350カイリの大陸棚制度は、国連海洋法条約において確立した。詳細は、山本草二『国際法』(有斐閣、2005年)338-446頁を参照。
- (74) 航路と海域区分につき、白亜寧・中田達也「遣唐使航路と現代海域区分の交錯—水中文化遺産保護条約の観点から」地域文化学会19号(2018年)162-186頁を参照。
- (75) 2018年4月現在、60カ国が批准。
- (76) 木下他・前掲注(60)233頁。
- (77) 周圓「『スペイン擁護論』からみるジェンティーリの『海洋領有論』」東洋法学60巻2号(2016年)73頁。
- (78) 寺田四郎『国際法学界の七巨星』(文生書院、1990年)3-4頁。
- (79) カーネギー国際法古典叢書(*Classics of International Law*)のそれぞれ第9巻、第12巻、第16巻に収録されている。
- (80) 1584年当時の女王エリザベス1世は、メンドーサの暗殺活動が発覚した際、ゲンティリスの意見に従い、メンドーサを死刑ではなく国外追放とした。
- (81) Thomas Wemyss Fulton, *THE SOVEREIGNTY OF THE SEA* (Kraus Reprint Co.,1976) 359.
- (82) L.Benton, *Legalities of the Sea in Gentili's Hispanica Advocatio, in Kingsbury and Strauman(eds.), THE ROMAN FOUNDATIONS OF THE LAW OF THE NATIONS: ALBERICO GENTILI AND THE JUSTICE OF EMPIRE* (Oxford University Press, 2010) 269.
- (83) 田畑茂二郎『国際法[第2版]』(岩波全書、1966年)38頁。
- (84) Abbott, Frank Frost, *Alberico Gentili and his Advocatio Hispanina*, 10(4) *AM.J.INT'L L.* 737, 743 (1916).
- (85) 寺田・前掲注(78)12-13頁。
- (86) 周圓・前掲注(77)84頁。
- (87) 17世紀のヨーロッパでは、海の領有を主張する国が多く、諸国がこれに黙示の合意を与えていたのであり、そうした慣習は国際法の法源とみなされることから、セ

ルデンの海洋領有論は当時の支配的な見解ということができる。詳細は、松隈清『国際法史の群像—その人と思想を訪ねて』(酒井書店、1992年) 186-187頁を参照。

(88) 高林秀雄『領海制度の研究—海洋法の歴史[第三版]』(有信堂、1987年) 15頁。

(89) 同書。

(90) 同書、17-18頁。

(91) Alberico Gentili, translated by Frank Frost Abbot, *HISPANICAE ADVOCATIONIS LIBERI DVO VOL.II, in CLASSICS OF INTERNATIONAL LAW: GENTILI* (William S.Hein & Co.,Inc,1995) 35.

(92) 周圓・前掲注(77) 86頁。

(93) 高林・前掲注(88) 18-19頁。

(94) 布施勉『国際法海洋序説』(酒井書店、1988年) 21-23頁。

Ocean Occupancy in International Law and Underwater Cultural Heritage: The Theory of *Albericus Gentilis* and the "*One Belt One Road*" Initiative

Yaning Bai

With the introduction of the concept of the "*One Belt One Road*" Initiative and the judgment of the South China Sea Arbitration, the international community is increasingly concerned about the underwater cultural heritage in the South China Sea and its Surrounding waters. Due to China's interests, namely maritime possession, some European, American and Japanese scholars have criticized China for conducting strategic surveys of underwater cultural heritage sites in the waters around the South China Sea.

However, a nation's policy is closely related to its history and culture. Therefore, it is impossible to ignore China's ancient ideas concerning the oceans when analyzing China's ocean policies. During the period of the Great Voyage of Europe at the start of the 15th century, in which the recognition of marine possession grew, the peaceful voyage by zheng He differed from that of the colonial policy of Europe and had a profound impact on the concept of the "*One Belt One Road*" Initiative even after six centuries.

This paper tries to show that China's "*One Belt One Road*" Initiative is the continuation of the nation's peaceful maritime ideas, which stretch back to ancient times, and that China is actively protecting its underwater cultural heritage regarding the sustainable use of the oceans. rather than an attempt at maritime possession. In the context of the theory of international law before *Hugo Grotius*, especially in the context of the theory of *Albericus Gentilis*, it is explained that state policy sometimes would be used historical retrospection when it is being drafted.